

# 京都府環境審議会条例

平成 6 年 7 月 1 2 日  
京都府条例第 1 4 号  
改正令和 5 年条例第 4 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 2 項及び自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 3 項の規定により、京都府環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第 2 条 審議会は、委員 65 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

## (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (特別委員)

第 4 条 審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、議決に加わることができない。

## (会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第 7 条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

## (意見の聴取)

第 8 条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、専門の知識を有する者等から意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、総合政策環境部において処理する。

## (委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。  
(京都府公害対策審議会条例の廃止)
- 2 京都府公害対策審議会条例(昭和46年京都府条例第35号)は、廃止する。  
(京都府公害防止条例の一部改正)
- 3 京都府公害防止条例(昭和46年京都府条例第9号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(京都府衛生検査等使用料及び手数料条例の一部改正)
- 4 京都府衛生検査等使用料及び手数料条例(昭和51年京都府条例第39号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

附 則(平成7年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成7年規則第16号で平成7年4月1日から施行)

附 則(平成12年条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(京都府自然環境保全審議会条例の廃止)
- 2 京都府自然環境保全審議会条例(昭和48年京都府条例第14号)は、廃止する。  
(京都府環境を守り育てる条例の一部改正)
- 3 京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

附 則(平成19年条例第61号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成20年規則第20号で平成20年4月1日から施行)

附 則(平成27年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成27年規則第40号で平成27年4月1日から施行)

附 則(平成31年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成31年規則第22号で平成31年4月1日から施行)

附 則(令和5年規則第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(令和5年規則第20号で令和5年4月1日から施行)